

## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則案 に関する意見の募集の結果について

平成21年 2月24日

<問い合わせ先>

国土交通省住宅局住宅生産課

(内線39425)

TEL : 03-5253-8111 (代表)

国土交通省では、平成20年12月27日から平成21年1月25日まで、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則案に関する意見の募集を行い、その結果、これに対して18件のご意見をいただきました。

いただいたご意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を別添のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

ご意見の概要につきましては、施行規則案に関係する部分に限らせていただきましたが、掲載しなかったご意見についても今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきたいと考えております。

皆様方のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### ○いただいたご意見の概要と国土交通省の考え方

番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により長期優良住宅建築等計画と建築確認申請を同時に申請した場合、長期優良住宅建築等計画の軽微な変更については、建築基準法に規定する軽微な変更等の判断と関連したものとなるのか。	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」といいます。）第6条第2項の規定による申請の場合、長期優良住宅建築等計画の軽微な変更については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（以下「施行規則」といいます。）第7条第3号に規定のとおり、建築基準法の軽微な変更と関連したものになります。
2	長期優良住宅建築等計画の認定申請する際に添付する図書に、住宅性能評価書を追加してほしい（住宅品確法における設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価を活用した認定申請手続としてほしい。）。	施行規則第2条第1項に規定のとおり、所管行政庁が必要と認める図書として定められれば、長期優良住宅建築等計画の認定申請に添付することとなります。

3	<p>認定基準と関係ない変更や認定基準上性能が向上する変更については、変更申請の対象外としていただきたい。</p>	<p>住宅の品質又は性能を向上させる変更など、変更後も長期優良住宅建築等計画が認定基準に適合することが明らかな変更については、軽微な変更としています(施行規則第7条第3号)。</p>
4	<p>認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を保存のための電磁的記録媒体については、将来活用しやすいようにCADデータ等幅広く扱えるようにしていただきたい。</p>	<p>認定長期優良住宅の建築及び維持管理の状況に関する記録を電磁的記録とする場合、必要に応じて明確に紙面に表示できるときには、当該記録をもって記録の作成及び保存とすることができます(施行規則第14条第2項)。</p>
5	<p>認定手数料については、申請書の負担のわからないような設定としていただきたい。</p>	<p>認定手数料を徴収する場合については、所管行政庁ごとに額が定められることとなります。</p>
6	<p>規模の基準については、各地域により供給実態が異なることや社会情勢の変化に対して所管行政庁が的確に対応すべきであり、施行規則にて具体的な数値基準を設けるべきではない。</p>	<p>住宅の規模については、今後の世帯規模の縮小傾向等も想定して、良好な居住水準を確保するために必要な規模として、住生活基本計画に示された2人世帯の誘導居住面積水準を採用しています。こうした全国の見地からの水準を示した上で、所管行政庁における地域の実情に応じた引き上げ、引き下げを可能としているものです。</p>
7	<p>民間の指定確認検査機関を利用して建築確認を行う場合には、長期優良住宅の認定申請を民間の指定確認検査機関が代わって申請できるようにしてほしい。</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の申請をすることができる者は、法第5条第1項から第3項の規定のとおりです。</p>
8	<p>認定長期優良住宅の維持保全の状況等の記録・保存については、供給事業者、住宅購</p>	<p>認定長期優良住宅の建築及び維持管理の状況に関して記録すべき事項及び方法に</p>

	入者等の負担が過度とならないよう記録内容や保存方法等を定めてほしい。	については、施行規則第14条第1項及び第2項に規定しています。
9	共同住宅の規模の基準については、40㎡以上で所管行政庁が別に定める範囲内とすることができることを所管行政庁へ周知をし、十分活用されるよう配慮してほしい。	必要な制度の周知を図って参ります。
10	長期優良住宅の認定を受けるものは、「建設住宅性能評価書」の取得を義務付けるべき。	長期優良住宅建築等計画を認定する制度であるため、「長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針」において、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築されたことを建築士等が確認した書類により報告を求めることとしていますが、建設住宅性能評価書の取得を義務付けることは考えておりません。
11	賃貸共同住宅の長期優良住宅建築等計画を認定申請する場合は、住戸毎に行うのか、棟単位で行うのか。	長期優良住宅建築等計画の認定申請については、住戸毎に行っていただく必要があります。
12	認定申請の際、手数料は必要なのか。	長期優良住宅建築等計画の認定申請の手数料の徴収の有無及びその額については、所管行政庁ごとに定められます。
13	長期優良住宅建築等計画の認定申請と建築基準法に基づく建築確認申請双方に求められる添付図書のうち、共通する図書については一方の申請に添付すれば、もう一方は省略できるか。	長期優良住宅建築等計画の審査と、建築基準法に基づく建築確認を審査する者が異なりますので、各申請に必要な図書を添付していただくようお願い致します。
14	民間の指定確認検査機関で建築確認済証を取得した後、長期優良住宅建築等計画の認定申請を所管行政庁へ提出することは可能か。この場合、建築確認申請を同時に所管	建築確認済証を取得後、長期優良住宅建築等計画の認定申請を行うことは可能です。また、審査期間については、申請内容によって異なりますので一概には言え

	<p>行政庁へ申請する場合に比べて審査期間が短くなるのか。</p>	<p>ませんが、一般的には事前に建築確認を取得した後に、認定申請をして頂いた方が短くなると考えられます。</p>
15	<p>「規模の基準」については、所管行政庁が特定の面積を下回らない範囲で定めることができるかとされるが、所管行政庁が定めることができるとは、当該所管行政庁において条例等により住宅の面積が規定されている場合に限定されるのか。</p>	<p>所管行政庁が条例、規則等により定めることとなります。</p>
16	<p>法第6条第1項第4号口の資金計画については、施行規則で様式が定められるのか。</p>	<p>資金計画については、認定申請書（施行規則第一号様式）等に記載するよう規定しています。</p>